

## 北海道日高町三セク経営のリスクと損失補償契約

農作物の栽培・販売を業務とする北海道日高町三セク「株式会社日高アグリ」が経営悪化により、破産手続きに向けた取組みが進められている。日高アグリは、2013年に設立されており、日高町60%、燃料販売業務の会津日石販売（福島県会津若松市）25%、生薬販売業務の長江（東京都中央区）10%、土木業の橋興（愛媛県松山市）3%、薬草栽培業務の純緑農業（愛媛県松山市）2%の出資で構成される第三セクターである。

この日高アグリは、地元金融機関から約1億3千万円を借入れ、全額に対し日高町のいわゆる「損失補償契約」が締結されている。同損失補償契約は、14年7月町議会での同社への融資額8000万円に対する損失補償契約が承認され、金融機関との間で締結されている。その後、経営見通しや事業を支える収穫見通しの下方修正が続き、2016年5月には「日高の甘草茶」を販売したものの経営改善には結びついていない。

主な業務は、カンゾウ（甘草）栽培事業である。カンゾウは、マメ科植物で漢方薬として薬効が指摘されている。これまで同会社は22万を超える株の植付けによる企業投資を続けたものの生育が不良で、2016年度には加工品販売で約4000万円の売上を見込んだのに対し、最終的な売上額は約550万円にとどまっている。このため、2016年3月に返済期限の借入金450万円の資金繰りが立たず、町議会の反対も大きかったため町による損失補償を諦め、会社として融資を受けて返済を行う状況に至っている。今年9月の借入金返済期限でも資金繰りのめどは立たず、9月末と10月頭に相次いで、補助金を支出し借入金の返済を肩代わりする議案を提出しているものの町議会でも否決となった。10月の議会審議では、日高町議会議長が議決に参加するため議長席を下り、仮議長での審議となっている。加えて、こうした審議の過程では、会社清算の費用負担も課題となり町議会との議論が先鋭化していた。

損失補償契約は、財政と金融のリスク配分の歪みを飲み込む仕組みとなり得ることに留意しなければならない。総務省自治財政局が第三セクターなどで展開される同契約に対して原則行わないことなどを求める一方で、地方自治体の事業展開の資金調達では重要な選択肢として残り続けている。本来、地方自治体の事業に対して、公益性の有無・程度を行政・議会が判断し、金融機関の融資審査が事業性を判断し、両者が肯定的に認められる場合、事業展開が可能となる。しかし、損失補償の存在は、金融機関の融資審査を通じた事業性判断を空洞化させ、事業性判断からの抑制的緊張関係がなくなることで、公益性判断の領域を最大限に拡大可能な要素となる。損失補償契約は、地方自治体と金融機関の間で結ばれる私的契約であり、地方自治体が出資した第三セクターなどが発生させた損失について、地方自治体が広範に補償する内容である。これにより、本来は金融的側面から厳格に検証されるべき外郭団体の経営が形骸化を進め、事業としては継続困難な案件についても資金調達が可能にし、最終的に地方自治体が多くを負担を担う結果も生じさせている。北海道夕張市の財政破綻（財政再生団体化）も、損失補償契約が大きなポイントとなって生じている。

損失補償契約は2000年代に入り、地方自治体の外郭団体の改革に関連した契約の有効性問題が裁判も含めて議論展開された。同契約については東京高裁（2010.8.30、原審事件番号平成21（行政コ）298）で違法判決、そして同事件の上告審である最高裁判決破棄自判（2011.10.27、事件番号平成22（行政ツ）463）によって適法とする司法判断が示され一応の法的整理がなされた。しかし、自治体経営の面では依然としてリスク課題を抱え続けており、法的整理と同時に今後の地方財政と金融の関係、そして政策展開のあり方にも関連する重要問題として残り続けている。2013年12月12日付総務省自治財政局長通知「第三セクターに関する指針の改定」の内容では損失補償契約を有効とする前提をとりつつ、地方自治体に対して原則として同契約を行わない趣旨が提示されており、過去の契約に基づく法的安定性と共に今後の地方財政の健全性確保を睨んだ損失補償契約のあり方は政策的思考からの明確な整理が必要となっている。